

一般社団法人蔵前工業会 会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人蔵前工業会の会費に関する事項を定める。

(正会員の年会費)

第 2 条 正会員の年会費は、年額 6,500 円とする。

(正会員の会費前納)

第 3 条 正会員は、年会費を前納することができる。但し、第 4 条に定める終身会費については、この限りではない。

(正会員の終身会費納入)

第 4 条 正会員が、納入時の年会費 30 年分相当額を終身会費として一括納入した場合、以後、年会費の納入は免除される。

(卒業後満 50 年経過者に対する優遇措置)

第 5 条

1. 卒業後満 50 年を経過した正会員が、先 5 年分相当額の年会費を一括納入した場合には、以後会費の納入は免除される。
2. 卒業後満 50 年を経過し、満 50 年より遡り 20 年間以上会費を納入した正会員には、卒業後満 50 年祝賀記念品を贈呈する。
3. 上記第 1 項及び第 2 項に規定する卒業後満 50 年の経過期間は、修士課程修了者、博士課程修了者及び教職員については以下の取り扱いとする。
 - (1) 修士課程修了者については、修了後満 48 年を経過した者
 - (2) 博士課程修了者については、修了後満 45 年を経過した者
 - (3) 教職員については、他大学卒業又は修了であっても東京工業大学の卒業又は修了年次と同等とみなす。

(学生会員の会費納入)

第 6 条

1. 東京工業大学及び同大学大学院の入学予定者及び在學生は、入学時又は在学中に付表に定める会費を一括納入することにより、在学中は、学生会員として正会員に準ずる処遇を享受することができる。卒業又は課程修了後には、正会員となる。
2. 会費の一括納入に際して、期間限定会費とするか、または終身会費とするかは入学予定者及び在學生の選択に任せるものとする。また、在学中に限り、終身会費の分割納入を認める。
3. 入学時又は在学中に一括会費を納入した場合には、その後の上級課程への入学時(学部から修士課程へ、または修士課程から博士課程へ)には、会費の納入は不要とする。

4. 学部卒業又は大学院課程修了後に社会人となり、その後、学部又は大学院に再入学した者に対しては、学生会費の優遇制度を適用しない。
5. 期間限定会費の学生会費を納入した者が、その有効期限満了時に 100,000 円の終身会費を納入した場合には、その後の会費納入は免除される。
6. 第 1 項に従い、一括納入された会費は、在学生在が中途退学した場合においても返還しない。

(会費の返還)

第 7 条 納入された会費は、事由にかかわらず返還しない。

(支部会費)

第 8 条

1. 各支部は、第 2 条の年会費とは別に当該支部が定める支部会費を当該支部所属の会員から徴収することができる。
2. 各支部は、所定の手数料を支払って支部会費の徴収を本部事務局に委託することができる。

(本規程の改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。但し、会費の額については、総会の決議により定める。

付表

入学予定者及び 在学生の会費納入方法	金額	備考
学部入学時 または、 学部在学中の一括納入	30,000 円	学部卒業後、社会人となった場合、後 6 年間（但し、最長入学後 10 年間）は会費の納入はなくとも正会員の扱いとする。
	100,000 円	終身会費とし、以後の会費納入は不要とする。
修士課程入学時 または、 在学中の一括納入	18,000 円	課程終了後、社会人となった場合、後 4 年間（但し、最長入学後 6 年間）は会費の納入はなくとも正会員の扱いとする。
	100,000 円	終身会費とし、以後の会費納入は不要とする。
博士課程入学時 または、 在学中の一括納入	12,000 円	課程終了後、社会人となった場合、後 1 年間（但し、最長入学後 4 年間）は会費の納入はなくとも正会員の扱いとする。
	100,000 円	終身会費とし、以後の会費納入は不要とする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。但し、学生会費については、平成 24 年度入学予定者から適用するものとする。